

廃第1765号
平成30年1月18日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

- 1 (1) 被処分者
所在地 栃木県小山市大字白鳥1254番地
名称 有限会社海老沼解体興業
代表者 代表取締役 海老沼 正樹
- (2) 許可内容
許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200079459号
許可年月日 平成28年12月27日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
- (3) 処分年月日 平成30年1月18日
- (4) 行政処分の内容 許可の取消し
- (5) 行政処分の理由

有限会社海老沼解体興行の役員は、平成29年3月29日に宇都宮地方裁判所栃木支部において、道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第64条第1項の規定に違反し、同法第117条の2の2第1号の規定により懲役7月 (執行猶予3年) の判決の言渡しを受け、同年4月13日に刑が確定した。

この事実により、同人は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するため、同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号ニ (法人でその役員のうち同号イに該当する者のあるもの) に該当した。

- 2 (1) 被処分者
所在地 千葉県山武市実門7番地
名称 鈴木 勝男
- (2) 許可内容
許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200138574号
許可年月日 平成24年11月21日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）
- (3) 処分年月日 平成30年1月18日
- (4) 行政処分の内容 許可の取消し
- (5) 行政処分の理由

鈴木勝男は、平成26年9月29日に千葉地方裁判所八日市場支部において、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条（自動車運転過失致死罪）の規定により禁錮2年（執行猶予5年）の判決の言渡しを受け、同年10月15日に刑が確定した。

この事実により同人は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ロ）に該当した。

環境生活部廃棄物指導課 監視指導室指導班 越後谷 孝大 TEL 043-223-2684 FAX 043-221-5789
--